

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県勝浦郡上勝町大字正木字六十六番四七番地二、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 穴藤 富久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月八日

徳島市徳島本町一丁目九番地NODAビル二〇二 相続財産清算人 弁護士 白川 剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区坂下三丁目二〇番、最後の住所愛媛県新居浜市山田町一二番二一〇号 被相続人 亡 鈴木 修剛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月八日

愛媛県新居浜市一宮町一一二一四七二F 新居浜法律事務所 相続財産清算人 弁護士 板谷 淳一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市小倉北区下富野五丁目一番地八、最後の住所北九州市小倉南区湯川新町二丁目一番一五号 被相続人 亡 緒方 友

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月八日

北九州市小倉北区京町三一五一一五 辰巳ビル七階 相続財産清算人 吉田 裕一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市門司区葛葉一丁目一四番地、最後の住所北九州市門司区二ツ松町四番二二五一一〇五号 被相続人 亡 安永 勝治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月十日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月八日

北九州市小倉北区金田二丁目六番四号リールタワー二F 北九州第一法律事務所 相続財産清算人 弁護士 吉武みゆき

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県京都市みやこ町犀川本庄四七三番地、最後の住所福岡県福岡市東区多の津五丁目八一二二一〇号 抱撲館福岡 被相続人 亡 木村 延廣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月十一日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月八日

福岡県福岡市中央区天神五丁目五番一九号 天神赤い風船ビル七階 相続財産清算人 弁護士 楠木 玲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県古賀市薦野五九八番地、最後の住所福岡県古賀市薦野五九八番地 被相続人 亡 阿部 秀敏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月八日

福岡県福岡市中央区天神三丁目一六番一七号イエローベース天神六〇三 相続財産清算人 弁護士 尾島 弘典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市小倉北区本町二丁目一番地一、最後の住所北九州市小倉南区朽網西五丁目四〇番八号 被相続人 亡 島田 博雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月八日

北九州市小倉南区沼緑町五丁目一番八二一〇一〇号 相続財産清算人 司法書士 加来 英宜

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市西区姪の浜三丁目三三二番地二〇、最後の住所福岡県春日市若葉台西二丁目八四番地鳥井コーポ一〇八号 被相続人 亡 藤井 昭弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月八日

福岡県福岡市中央区今泉一丁目二番二三号西鉄今泉ビル五階 相続財産清算人 弁護士 黒木 和彰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県都城高木町四四八〇番地、最後の住所宮崎県都城高木町四四七八番地二 被相続人 亡 元明 淳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月八日

宮崎県都城蔵原町三街区一号アマテラス法律事務所 相続財産清算人 弁護士 永井 崇敦

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

不在者 坂下 智子

最後の住所 大阪府寝屋川市萱島信和町二番六号(三〇六号) 生年月日 昭和五十四年四月一日

供託所 大阪法務局 供託番号 令和八年度金第九五九五号 供託金額 八五六、八〇一円

裁判所 大阪家庭裁判所 事件名 不在者財産管理人選任申立事件 事件番号 令和七年(家)第八一四四〇号

令和八年十月八日

大阪府大阪市中央区南船場四丁目三番一〇号大阪豊田ビル二階 不在者財産管理人 弁護士 福岡 宏海

旅行業協会弁済業務保証金証書事務開始の公告

一般社団法人全国旅行業協会弁済業務規約第十条の規定により次のとおり公告します。

当協会の保証社員である旅行業者 旅行業の業務の範囲 第三種旅行業 登録番号 神奈川県知事登録旅行業第三一六八号

商号 有限会社ヨコス力旅行 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 有限会社ヨコス力旅行 神奈川県横須賀市二葉二丁目一〇番一

行 代表取締役 加藤 明

第62期決算公告

令和8年10月8日 群馬県伊勢崎市香林町二丁目1284番地1 小倉冷間鍛造株式会社

代表取締役社長 藤野 和昭

貸借対照表の要旨(令和8年3月31日現在)

科 目		金 額(百万円)
資産の部	流動資産	673
	固定資産	185
	合 計	858
負債純資産及び部	流動負債	228
	固定負債	242
	負債合計	388
	資本	40
	剰余金	13
	本剰余金	13
	利益剰余金	335
	利益剰余金(うち当期純損失)	16
	利益剰余金(うち当期純損失)	319
	合 計	(36)
合 計		858

令和八年十月八日

東京都港区赤坂四丁目二番一九号 一般社団法人全国旅行業協会

会長 近藤 幸二

(五) 主たる営業所の所在地 神奈川県横須賀市二葉二丁目一〇番一

(六) 旅行業の登録年月日 平成六年七月二十日

(七) 前項の旅行業者(以下「認証対象保証社員」という。)について、令和八年九月十八日、旅行業法施行規則第六十條の規定に基づく最初の認証申出がありました。

三 認証対象保証社員との旅行業務に関する取引で当協会の保証社員である期間におけるものによつて生じた債権に關し旅行業法第四十八條第一項の権利を有する者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書一通に当該権利を有することを証するに足りる書類その他の必要書類を添付して当協会に提出してください。なお、弁済限度額は三百万円です。

四 前項により認証申出書の提出があつた場合の当協会の認証に係る事務は次により行います。(一) 認証に係る事務は認証申出書の受理の順序に従つて行います。

(二) 前号の受理については、最初の認証申出のあつた日から六十日を経過した日までになされた認証の申出は、当該最初に認証の申出のあつた日から六十日を経過した日に同時に受理されたものとみなします。